



学籍について

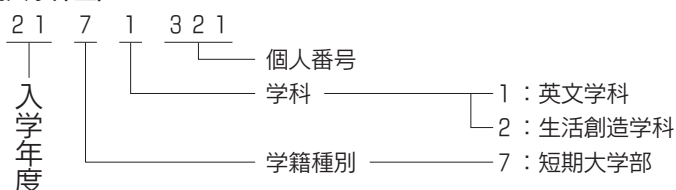
学籍番号

入学と同時に学籍及び学籍番号が与えられます。学籍番号は、在学中だけでなく卒業後も変わることはありません。

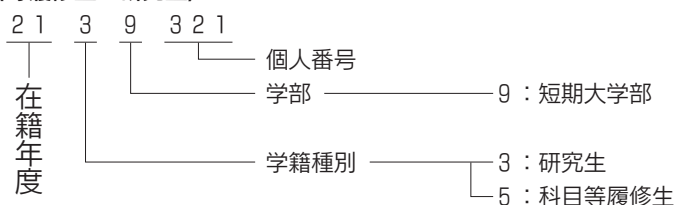
履修登録から試験、証明書の申込み及び卒業後の諸証明の請求を含め、学内の事務的処理は、この学籍番号で処理されるので正確に覚えておいてください。

学籍番号の構成は以下の通りです。

〈短期大学部生〉



〈科目等履修生・研究生〉



学籍異動

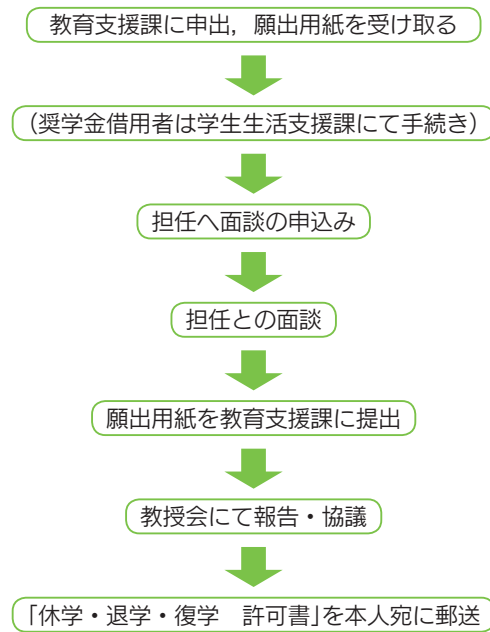
1. 休学・復学・退学・再入学

休学・復学・退学・再入学を学籍異動と言い、当該事項が生じた場合は、願出用紙に必要事項を記入のうえ、学科長の面接を受けてから教育支援課に提出することになります。学籍異動はいずれの場合においても保証人の同意（署名）が必要となります。

- ・休学：病気、経済的事情、海外留学等その他の理由により授業に出席できない場合
 - ・復学：休学期間が満了し復学の手続きを希望する場合
 - ・退学：進路変更、就職、経済的な理由等により退学を希望する場合
 - ・再入学：本学を退学した者が大学へ再入学を希望する場合（※）
- （※ 詳細については教育支援課へ問い合わせてください）

	休学	復学	退学
手続き期限	前期：4月中旬 後期：9月中旬	前期：（前年度）2月中旬 後期：8月下旬	前期：9月中旬 後期：3月末
学費納入	休学中の学費は発生しないが休学前の期間の学費は納入する必要有。	復学後に当該年度分を納入。	必要。当該年度の授業料（前期末であれば前期まで）を納入後手続き可。
備考	半年（前期／後期）か1年の手続きが可能（ただし年度を跨いでの手続きは不可）。連続して3年休学することができる。		

■学籍異動手続きの流れ



■提出書類（願出用紙，海外渡航届は教育支援課で配布）

- ・（休学・復学・退学・再入学）願出用紙
- ・海外渡航届（休学希望のうち海外留学を予定する場合のみ）
- ・医師の診断書（病気療養の場合のみ）

■注意事項

i) 休学

- ・休学期間は在学期間に含まれません。
- ・休学満了時には，休学・復学・退学のいずれかの手続きをすることになります。手続きをしない場合には休学期間満了で除籍処分となります。
- ・手続き期限を越えてから休学の申し出があった場合，授業料が納入済みであること，かつ休学期間が3か月以上確保される場合のみ手続きが可能です。詳細は教育支援課に問い合わせてください。

ii) 復学

- ・後期から復学の場合，前年度までの履修有無に関わらず通年科目の履修をすることはできません。

iii) 退学

- ・学期途中で退学することはできません。
- ・学生証は有効期限前でも退学と同時に効力を失いますので，書類提出時に学生証は返却して下さい。

iv) 再入学

- ・再入学は年度初めのみの手続きです。学期途中で再入学することはできません。
- ・再入学の手続きができる学科は，在学当時所属していた学科となります。
- ・退学した場合，最短で再入学が可能となるのは次々年度からとなります。
- ・在学時に修得した単位については再入学した際に認定されることとなりますが，再入学する時期によっては過去に修得した単位が認定されない場合があります。詳細は教育支援課にて確認してください。

2. 除籍

A. 除籍

次に該当した場合，除籍¹処分となります。（学則第17条）

- 1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 2) 最長在学期間（短期大学部においては4年）を超えた者

1. 除籍

学生の身分を失うこと

- 3) 休学期間を超えてもなお休学の理由が解消せず復学できない者
- 4) 正当な理由なく授業料及びその他の学費の納入を怠り、督促してもなお納付しない者
- 5) 正当な理由なく授業科目の履修登録をしない者
- 6) 長期にわたり行方不明の者

B. 除籍からの復学について

除籍された者が復学を願い出たときは、学長はこれを許可することがあります。除籍からの復学の手続きは年度初めのみの手続きです。学期途中で復学することはできません。希望する場合は、2月中旬までに手続きしてもらう必要があります。

■注意事項

- ・ 除籍からの復学手続きできる学科は、在学当時所属していた学科となります。
- ・ 除籍処分となった場合、最短で復学が可能となるのは次々年度からとなります。
- ・ 在学時に修得した単位については復学した際に認定されることとなりますが、復学する時期によっては過去に修得した単位が認定されない場合があります。詳細は教育支援課にて確認してください。